

呉圏域で不足する外来医療機能に係る申出書について

1 要 旨

地域で不足する外来医療機能を担うことについての申出書を、これまでには新規開業者を対象としていたが、第8次保健医療計画では「新規開業以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができる」とされている。

呉圏域での取扱いについては、令和5年度第2回呉地域医療構想調整会議（R5.11.29）及び第2回同病床部会（R5.11.20）において協議し、「令和6年4月1日以降検討する」としていった。

この度、県から今後の実施時期等の協議依頼があったため、次のとおり整理する。

2 整理案

既存の医療機関（新規開業以外の者）に対して、呉圏域で不足する外来医療機能を担うことについての申出書の提出については、継続協議とする。

3 理 由

令和7年4月から施行される「かかりつけ医機能報告制度」における報告事項と重複する内容が複数ある見込みであり、現段階では国からガイドライン等が示されておらず、申出書を含め、外来医療計画との関連性が不明。

今後の制度改正の動向等を踏まえたうえで、方向性を決定することとする。

不足する外来医療機能

	初期救急	在宅医療	学校医	予防接種	健康診断	その他
広 島	●	●	●		●	
広 島 西	●	●	●			
呉	●	●	●			
広島中央	●	●	●			
尾 三	●	●	●	●	●	
福山・府中	●	●	●	●	●	検死
備 北	●	●	●		●	へき地の医療

出典：第8次広島県保健医療計画

外来医療機能に係る申出書

広 島 県 知 事 様

病院 又は 診療所	名 称	
	所 在 地	
	開設年月日	
	担当者名	
	連絡先	

開設するにあたって、当該地域で不足する外来医療機能を担うことについて

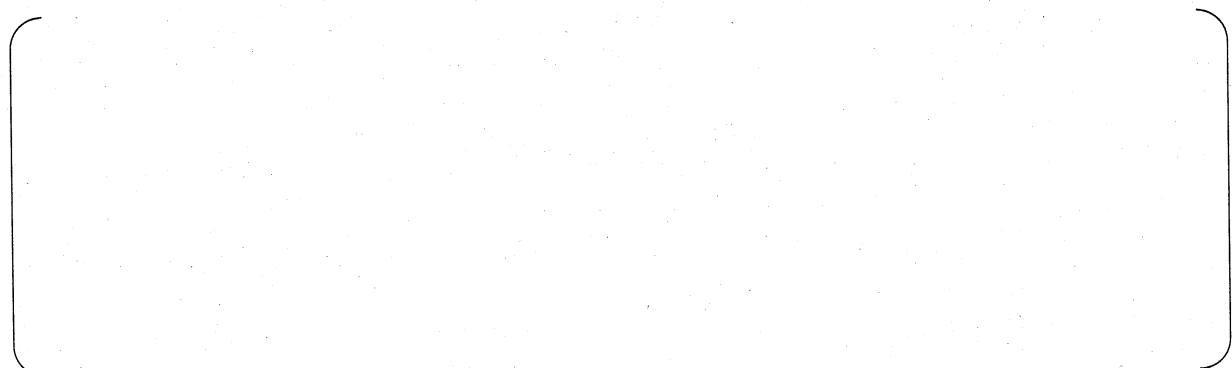
合意する

<担う外来医療機能等を具体的に記載>



合意しない

<合意をしない理由>



呉地域医療構想調整会議会長 様

令和7年1月29日



広島県健康福祉局医療介護政策課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

第8次広島県保健医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」に基づく圏域での協議について（依頼）

平素より本県の保健医療の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、第8次広島県保健医療計画における「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」中、「地域で不足する外来医療機能」を担うことについての申出書の提出に係る手続きについては、令和5年10月27日付け通知で協議を依頼したところです。

当該通知に係る回答で、今年度以降の検討とされた圏域におかれましては、引き続き圏域の地域医療構想調整会議で協議の上、協議結果を別紙「協議結果表」により3月26日（水）までに回答してください。

担当者：医療推進グループ
電話：082-513-3064
(担当者 吉野)

協議結果表

圏域			
外来医師多数区域の設定			
申出書に係る対応	新規	方向性	
		対応方法 (自由記載)	
	既存	方向性	
		対応方法 (自由記載)	
その他 (自由記載)			

(問 1) 今後、すべての医療機関に、不足する外来医療機能を担うことについての申出書（以下「申出書」という。）の提出を求める可能性がある状況で、今あえて結論を出す必要があるのか。

(答 1)

- 外来医療計画の取組として、昨年度から協議いただいている内容について、引き続き協議を依頼するのが今回の趣旨である。
- 担当者会議での説明のとおり、地域の実情に応じて協議の上、方向性を決定いただくものであり、今後の制度改正の動向等を踏まえ、継続協議と判断いただいても差し支えない。

(問 2) かかりつけ医機能報告制度の動きを待って、方針を示す方が良いのではないか。（医療機関を混乱させることになりかねない。）

(答 2)

- かかりつけ医機能報告における報告事項と重複する内容が複数ある見込みであり、整合性については今後検討が必要だが、現段階では国からガイドライン等が示されておらず、申出書を含め、外来医療計画との関連性が不明である。
- そのため、現状における外来医療計画の取組の一つとして各圏域に依頼している。
- なお、かかりつけ医機能報告制度を踏ました上で方向性を決定することとして、継続協議と判断いただいても差し支えない。

(問 3) 仮に既存の医療機関に申出書を求めることとなった場合、すでに不足する外来医療機能を担っている医療機関にも提出を求めることとなるのか。

(答 3)

- 圏域において不足する外来医療機能を担う医療機関を把握することが目的の1つであるため、基本的には提出いただくことを想定している。

(問 4) 新たな地域医療構想に関連して、外来医療計画の取扱いが変わる可能性があるのか。

(答 4)

- 新たな地域医療構想については、国において検討が引き続き行われているところであり、現段階では不明である。